Provisions of Contract 外国為替オンライン取引 重要事項説明書・約款・個人情報の取り扱いに関する 同意事項

IG マーケッツ証券株式会社 金融商品取引業 関東財務局長(金商)第 255 号 商品先物取引業

重要事項説明書

- ●本説明書に記載されている事項は、当社が行う外国為替証拠金取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社での取引をご検討頂くにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。その上で、自己の資力、取引経験および投資目的などに照らして適切であると判断される場合にのみ、取引を開始し、または継続していただきますようお願い申し上げます。
- ●外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。外国為替証拠金取引においては、取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生する可能性があります。外国為替証拠金取引においては、お客様が当社に預託した証拠金を担保として、実際には証拠金より多額の通貨を取引することが可能であるため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- ●相場状況の急変時や外国為替市場の流動性が低下している際に、当社の提示する売値と買値の差であるスプレッドが拡大し、お客様が意図した取引ができない可能性があります。またストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ●未決済のポジションに対して、スワップポイントと呼ばれる金利差の調整が毎日発生しますが、原則として高金利通貨を売り低金利通貨を買った場合、スワップポイントは支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。スワップポイントは対象通貨の金利の変動や市場の流動性などによって毎日変動し、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。当社の取引システムでは両建(ヘッジ)のお取引を行うことができますが、売買スプレッドの差が二重負担となり、余剰金額が減ることになります。またスワップポイントは支払額が大きく設定されているため、証拠金が減少することになります。
- ●取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線 等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確 認、取消しなどが行えない可能性があります。

- ●取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。
- ●お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。
- ●外国為替証拠金取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、外国為替証拠金取引のリスクをヘッジするために以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

[カバー取引先]

IG マーケッツリミテッド(IG Markets Ltd) (カッコ内は、外国法人の場合の監督当局) デリバティブ取引業者:英国(FSA)

- ●当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が 悪化した場合、当社のカバー取引が困難となることでお客 様の注文を執行することができず、お客様に損失が生じる 場合があります。
- ●お客様から当社が預託を受けた証拠金は三井住友銀 行への金銭信託により当社固有の財産とは分別して管理 されます。
- ●お客様からみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信 SBI ネット銀行への預託証拠金入金専用口座(普通預金口座)にお振込みいただいた新規資金、追加資金は当日の取引終了時点を基準時として全取引値洗い後の預託証拠金残高全額を、基準時の翌日から起算して金融機関の翌2営業日以内(取引日の翌3営業日以内)に三井住友銀行の信託口座に振替えます。

1. 金融商品取引業者(当社)の概要および連絡先

商 号:IGマーケッツ証券株式会社

住 所: 東京都港区東新橋1丁目5番2号

汐留シティセンター10階

代表者: 代表取締役 アンドリュー・ロバート・マッケイ

資本金 : 4億円

業務:店頭デリバティブ取引

(店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは

代理は行いません。)

会社設立: 平成14年12月3日

登録番号: 金融商品取引業 関東財務局長(金商)

第 255 号 商品先物取引業

加入金融商品取引業協会:日本証券業協会 (社)金融先物取引業協会 会員番号 1527

日本商品先物取引協会

加入投資者保護基金:日本投資者保護基金

(注意:当社が取り扱う外国為替証拠金取引は、日本投資 者保護基金の補償対象とはなっておりませんので、ご注 意ください。)

外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、下記の 電話番号で承ります。

電話番号 : 03-6704-8500 / 0120-25-7734 ウェブサイト : http://www.igmarkets.co.jp

金融商品取引業協会の苦情処理・あっせん業務は特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (0120-64-5005)に委託されています。

2. 提示される価格について

取引にあたり、当社からお客様に呈示する為替レートは、取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。最新の呈示レートについては、当社取引システムの取引レートウィンドウに表示されております。お取引の際には必ず最新の呈示レートをご確認ください。また、上記の呈示レートは、売付価格と買付価格で異なります。このような売値と買値の差は「スプレッド」と呼ばれ、市場環境により変動することがあります。

3. お客様の同意を得て行うべき事項

外国為替証拠金取引を行うにあたり、当社は、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。・取引の種類、取引する通貨および取引期限の決定・取引の件数または数量(ロット数、最低取引単位は 0.1 ロット=10,000通貨単位)の決定・取引の対価の額または約定数値(取引価格)の決定・取引の売買の別およびこれに準じる事項の決定・既に成立している取引を期限前に決済すること(但し、お客様等の事由により当該外国為替証拠金取引にかかるお客様等の債務が履行されないまたは履行されないおそれがある場合に、当社が期限前に決済する場合を除きます。)

4. お客様の債務の履行方法、決済方法

(1)取引口座による決済

当社との取引に関するお客様の債務の履行および決済は、 全てお客様が当社に開設する取引口座を通じて行われま す。したがって、取引の開始にあたっては、当社に取引口 座を開設して頂く必要があります。

(2)初回必要証拠金の入金

新規の売買注文を行うためには、所定の額の証拠金(以下「初回必要証拠金」といいます。)を取引口座にご入金いただくか、または預り証拠金額から既存のお取引による評価損益を増減した額(以下「証拠金有効残高」といいます。)に既存の未決済取引の金額に関する所定の証拠金額(以下「維持証拠金額」といいます)を差し引いた金額(以下「余剰金額」といいます)が初回必要証拠金の額を上回っている必要があります。

(3)決済の方法

お客様が当社との取引を決済する方法は、反対売買による差金決済とします。取引の決済によって損失が発生した場合、当該金額が取引口座にお預かりしている証拠金から差引かれます。利益が発生した場合、当該金額はお預かり金として取引口座に加算されます。

(4)維持証拠金額

当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当該注文が 決済されるまでの間、証拠金有効残高を、維持証拠金額 と同額以上に維持していただきます。

(5)自動ロスカット(強制決済)

証拠金有効残高が維持証拠金額を下回った場合、当社の 裁量により未決済の売買注文を強制的に決済(以下「自 動ロスカット」といいます。)します。この自動ロスカットは、 証拠金有効残高が維持証拠金額に達するまで行われま す。

5. 証拠金の必要額・計算方法

お客様からの売買注文をお受けするにあたり、当社がお客様からお預かりする証拠金額の最低金額は当該注文にかかる維持証拠金額以上となっております。証拠金比率は原則としてお客様のレバレッジ(倍率)設定により決定します。証拠金比率(レバレッジ)は 2%(50 倍)、2.5%(40 倍)、5%(20 倍)、10%(10 倍)のいずれかを選択することができます。市場の状況や通貨の種類によっては、すべての通貨または一部の通貨でお客様が設定されたレバレッジ(倍率)が適用とならず、やむを得ず当社側で倍率の引き上げまたは、引き下げを行う場合があります。また、関係法令等の規定により、倍率の変更を行う場合があります。維持証拠金額は取引通貨ペアのレートに取引金額を乗じ、上記の証拠金比率を乗じて計算されます。レートの変動により維持証拠金額は随時変動します。具体的な計算例については弊社ウェブサイト、マージン計算機

(http://myfx.fxonline.co.jp/market/tool/margin.html) をご確認ください。レバレッジを変更される際には、その時点で残存する全ての未決済の売買注文を決済していただく必要があります。レバレッジの変更手続きは、お電話にて承ります。

<注意事項>

未決済売買注文がございますと、レバレッジの変更はできません。なお証拠金の受け入れは金銭でのみ承ります。 証拠金にかわる有価証券の受入はおこなっておりません。 お客様の状況により弊社の判断で、証拠金の預託上限額、 建玉高(未決済のお取引数)およびレバレッジの変更を制 限させていただく場合があります。

6. 証拠金の預託方法および返還を受ける方法

(1)証拠金の預託

当社が別途指定する当社名義の銀行預金口座へ入金していただきます。

(2)証拠金の返還

証拠金の返還については、お客様の証拠金有効残高が 未決済の取引にかかる維持証拠金額を上回っている場合 に、その超過額の範囲でのみ行います。証拠金の返還を 行う場合は、当社は当該金額を返還の請求があった日か ら3営業日以内(外貨の場合は6営業日以内)にお客様の 指定する銀行口座に送金します。

7. 取引手数料の額、計算方法および徴収方法

取引手数料は、新規注文、決済注文ともに無料となっております。従って、取引時にお客様と当社が合意したレートがそのまま約定レートとなります。

8.その他取引に関しお客様の判断に影響を与える重要な事項

(1)スワップポイント

- ・お客様が通貨の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当金額の精算が必要になります。
- ・スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。また、同じ通貨ペアの売買であっても、買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。
- ・スワップポイントは市場動向を反映して日々決定されます。最新のスワップポイントは、当社ウェブサイト

(URL:http://myfx.fxonline.co.jp/market/swap.html) に掲載しておりますのでご参照下さい。原則として、お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払い(お客様の利益)します。逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂く(お客様の損失)ことになりますのでご注意下さい。

・ただし、売買される通貨の金利差が極めて小さい場合や、 流動性が非常に低い場合等、一定の市場環境下において は、買付注文、売付注文ともにお客様から当社にスワップ ポイントをお支払い頂く(お客様の損失)場合があります。

(2)自動ロスカット

証拠金有効残高が維持証拠金額を下回る場合は、ご注文の一部を決済し、お客様のポジションを証拠金有効残高に見合った規模に縮小していただく必要があります。お客様から上記のような決済注文がない場合は、当社の裁量によりお客様のポジションを強制的に決済させて頂きます。自動ロスカットが行われた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。なお、自動ロスカットについては上記 4(.5)をご参照下さい。

(3)自動ロスカットにかかる注文

自動ロスカットにかかる注文は、成り行き注文で行われま

す。従って、自動ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。

9. お取引の手続

実際のお取引や注文の手順、方法等については、当社ウェブサイト「マニュアル(操作方法)」をご参照ください。 (URL:http://myfx.fxonline.co.jp/system/manual/index.html)

10.益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益およびスワップポイント収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。法人のお客様は法人税法にもとづいた税務申告を行う必要があります。いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署または税理士等の専門家にお問い合せください。

11.用語解説

取引に関する主要な用語の解説については、当社ウェブサイト「外国為替用語集」をご参照下さい。

(URL: http://myfx.fxonline.co.jp/beginners/glossary.html)

12.取引のリスクに関する確認事項

外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターンの取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

外国為替市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因 をはじめ、その他さまざまな要因により変動します。

- ・外国為替証拠金取引は、約定代金に対して小額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、 外国為替市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内のオープンポジションを反対売買する「自動ロスカット」を行います。
- ・外国為替市場が大きく変動した場合には「自動ロスカット」 によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る 可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失 額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払 いいただきます。

(2)金利変動リスク

外国為替取引は2国間の金利変動により、直物レートは 大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、 金利の変動は日々のスワップポイントにも影響します。

(3)信用リスク

外国為替証拠金取引は、お客様と当社の相対取引である ため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様 が損失を被る可能性があります。 お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して 管理いたしますが、委託証拠金は公的保護の対象となっ ていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状 況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) 週末週初・指標発表前後等のスプレッド拡大について 天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により外国為替市場に大きな影響を与えることが あります。加えて経済指標発表時には大きな相場変動が あることも考えられます。また週末や週初は為替市場の流 動性が低い状況が発生します。このような市場下において は売値、買値のスプレッドが拡大することがありますので ご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することに よって有効証拠金残高が減少し、自動ロスカットされる場 合があります。

(5)スリッページリスク

ストップ注文は注文水準に達した場合に成り行きで執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

- ・外国為替市場では翌週の始値が前週の終値から大きく 乖離した水準で始まることがあります。このような場合、仮 にストップロス注文をいれておいても、注文レートから大き く乖離したレートで実行されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい急相場変動時はストップ注文価格と成立価格に大きな乖離が生じる場合があります。
- ・外国為替市場の急激な変動時や月曜日の取引開始時な どには新規のストップ注文に対するイフダン注文を入れて いた場合、原注文とイフダン注文が同時に成立し、損失が 直ちに確定してしまうことがあります。

(6)流動性リスク

外国為替市場は、時に急激な市場変動に遭遇することが あります。

- ・外国為替市場の変動によって稀にお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお取引が困難になることがあります。

(7)電子取引(オンライン取引)のリスク

外国為替証拠金取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴うリスクがあります。

- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または 第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・ 障害が発生した場合には外国為替証拠金取引の制限が 生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しないレートで取引が成立してしまう可能性があります。
- ・外国為替証拠金取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

13.禁止行為

- (1)当社は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした 外国為替証拠金取引(以下「外国為替証拠金取引行為」 といいます。)に関して、以下の行為を行うことが禁じられ ています。
- ・外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方として外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。 以下同じです。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、 または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- ・外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問しまたは電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- ・外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらか じめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思 (当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を 含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当 該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該外国為 替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにも かかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- ・外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により 勧誘する行為。
- ・外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込みもしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- ・外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束する行為。
- ・外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ・本説明書の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、本 説明書の内容について顧客の知識、経験、財産の状況お よび外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして

当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることなく外国為替証拠金取引契約を締結する 行為。

- ・外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ・外国為替証拠金取引契約につき、顧客もしくはその指定 した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客もし くは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をし て特別の利益を提供を約させ、またはこれを提供させる行 為を含みます)。
- ・外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- ・外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引 行為を行うことその他の当該外国為替証拠金取引契約に 基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不 当に遅延させる行為。
- ・外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する 金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他 の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段 により取得する行為。
- ・外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- ・あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により 外国為替証拠金取引をする行為。
- ・金融商品取引業者の役員または使用人が、自己の職務 上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る 注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づい て、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替 証拠金取引をする行為。
- ・外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます)。
- ・外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付または買付その他のこれに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- (2)お客様は、金融商品取引法により、外国為替証拠金取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。
- ・外国為替証拠金取引について、当社または第三者との間で、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には当社または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行

- 為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限ります)。
- ・外国為替証拠金取引について、当社または第三者との間で、当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限ります)。
- ・外国為替証拠金取引について、当社または第三者から、 顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれら について生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客ま たは第三者に対し提供する財産上の利益を受け、または 第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(当社また は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、ま たはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当 該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約 束による場合であって当該約束が自己がし、または第三 者にさせた要求によるときおよび当該財産上の利益の提 供が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に 限ります)。

以上

「IG マーケッツ証券」外国為替オンライン取引約款

IG マーケッツ証券株式会社は、日本法の下で設立され、その営業所を東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10 階に置く株式会社である(以下「甲」とする)。顧客(以下、乙とする)は、個人の場合は完全な権利能力を有する成人であること、法人の場合は日本法に基づき正式に設立された法人であり、外国為替オンライン取引契約(以下「本契約」とする)およびそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本契約およびそれに付随もしくは派生するあらゆる契約は乙の法的義務を構成し、これを拘束するものであることをここに確認する。

甲は、日本法に基づき適法に設立された株式会社であり、 本契約を締結する能力を有するものであることをここに確 認する。

乙は、IG マーケッツ証券の外国為替取引サービス(以下 「FX オンライン取引」とする)の利用申し込みに際し、甲より本約款および別添の重要事項説明書を交付され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また取引サービスの内容を十分に理解したことをここに確認する。乙は、自らの判断と責任において取引サービスに関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

乙は、乙が以下の事由に該当するときは、甲が乙に対して取引サービスを提供することを拒絶、または契約を解除されることをここに合意し確認します。

- (1) 乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であると判明、または当社が判断したとき
- (2) 乙が甲との取引に関して脅迫的な要求行為をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害したとき、その他法的な責任を超えた不当な要求行為、またはこれらに類するやむをえない事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき

基本条項

第1条 甲の取引口座による処理

取引証拠金、また、ポジションの決済取引について、転売もしくは買戻しを行った場合の差損益金、もしくは通貨の受渡し、通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金および売付代金、その他授受する金銭は、すべて乙が甲に開設する FX オンライン取引口座(以下「取引口座」という。)で処理するものとする。乙は取引口座を第三者に利用(個人名義口座の共同利用を含む)させてはならず、また第三者に取引口座のユーザ名、パスワード等を提供して自己のために取引をさせてはならない。

第2条 FX オンライン取引とは

「FX オンライン取引」とは、広義にはインターネット取引相場において一通貨の購入と他通貨の売却を同時に行う取引を指し、本契約において FX オンライン取引とは、甲乙間で行われるインターネットによる外国為替証拠金取引をいう。F X オンライン取引は、為替の直物取引であるが、次条に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。

第3条 ロールオーバー取引

乙は、FX オンライン取引において、売買成立の翌営業日以降、当該売買にかかる通貨の金利差に相当するスワップポイントを授受することにより、当該売買注文の受渡し日を翌決済日(T3)以降に繰り延べる(以下「ロールオーバー」という。)ことができる。

第4条 FX オンライン取引に関するリスクの確認

乙は次の各号に掲げる内容を十分把握し、本約諾書に記載されている事項を承諾し、自らの判断と責任において FX オンライン取引を行うことを確認する。

- (1) 乙が FX オンライン取引を行うにあたり、対象通貨にかかる外国為替相場の変動リスク、対象通貨および日本円の金利変動等のリスクを負担していること。
- (2) 乙が FX オンライン取引を行うにあたり、政治、経済、または金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害等による取引制限が生じるリスクを負担していること。
- (3)市場におけるポジションやその継続のための維持証拠金および追加払込金の全てを失う可能性があること。もし市場が当該ポジションに対して不利に動けば、乙は当該ポジションを維持するため早急に相当額もしくは十分な額の追加資金の払い込みを求められることがある。もし所要資金が指定期間内に払い込まれない場合、当該ポジションは損を出して解消されることがあり、その結果取引勘定が貸し越しになった場合、乙はその債務につき弁済義務を負うものであること。
- (4)FX オンライン取引に関る乙の委託証拠金は、他の顧客の証拠金と区分せずに保管されること。
- (5)FX オンライン取引に関するリスクは本約諾書および付随条項に開示されているものが全てとは限らないこと。

売買における約款

第5条 売買注文

乙が売買注文を出すときは、次に掲げる事項を入力する。

- (1)ユーザ名およびパスワード
- (2)通貨の種類
- (3)注文の種類
- (4)注文の区別(売りまたは買い/ビッドまたはオファー)
- (5)金額(取引規模)
- (6)リミット(指値)注文、ストップ(逆指値)注文については、注文の有効期間

乙は、システムトラブルの悪用、誤入金の利用等、不当または不公正な手段を用いて売買注文を行ってはならない。

第6条 注文の種類

FX オンライン取引において実行できる注文の種類は以下の通り。

- (1)「成行注文」: 価格指定を行わず、その時々の市場動向に応じた価格で約定させる注文
- (2)「リミット(指値)注文」:買い注文については指定価格以下で、売り注文については指定価格以上で約定させる 注文
- (3)「ストップ(逆指値)注文」:買い注文については指定価格以上で、売り注文については指定価格以下で約定させる注文
- (4)「OCO 注文」: 2つの注文を条件付で一対とし、一方の取引が成立した時点で他方をキャンセルする注文
- (5)「IF DONE 注文」: ある取引が成立した時点で、後続の取引を有効にする注文
- (6)「ヘッジ注文」: 同一の通貨ペアについて、売りポジションと買いポジションを同時に保有(いわゆる両建て)する 注文

第7条 売買注文の受付

乙が FX オンライン取引を利用できる時間は、別途甲が定めるところによる。

第8条 注文の取消・変更

- (1)売買注文の取消および変更は、取引時間内であれば、 当初注文が執行されていない場合に限り、乙がいつでも 行えるものとする。
- (2)ある取引につき、取引システムの欠陥、故障その他の技術的要因により、市場価格から著しく乖離した価格、その他誤りであることが明らかな価格で約定した場合には、甲は約定価格を正常な価格に修正し、または当該取引を解除することができる。このような処理を行った場合、甲はその内容と理由を直ちに乙に通知する。

第9条 売買注文の執行

乙の売買注文は甲がそれを受け付けた後執行するものとする。ただし、売買の対象となる通貨の流動性が著しく低い場合その他為替市場の状況により、甲がカバー取引を行うことが不可能または著しく困難である場合には、注文

が執行されないことがある。また、新規 FX オンライン取引 の場合で、初回必要証拠金が十分でない場合は、当該注 文は執行されない。

第10条 取引内容の確認

乙が取引サービスを利用して行った売買注文内容等について、甲と乙との間で疑義が生じたときは、乙が甲のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとする。

第11条 FX オンライン取引の数量

- (1)取引の数量は、当該 FX オンライン取引にかかる初回 必要証拠金の額により制限される。
- (2)一回の取引の数量は、甲が別途決定する取引上限額に制限される。

第12条 為替レートについて

- (1) 乙は、乙の FX オンライン取引において甲が提示する 為替直物の売値または買値は、東京外国為替市場および 海外主要外国為替市場におけるインターバンクレートを基 準に甲が設定するレートであることに同意する。
- (2) 乙は、前項のレートがその時の相場状況、為替相場の変動により、乙が期待した値段と同一にならない場合があることに同意する。

第13条 値洗い

証拠金有効残高を正確に計算するため、乙の FX オンライン取引における未決済の売買注文(以下「ポジション」という。) の約定値段と現在市場価格との差額(値洗い)はリアルタイムに計算される。

第14条 取引証拠金

乙は FX オンライン取引を行うことにより生じる甲に対する 全ての債務を担保するため、下記の取引証拠金を預託す る。甲はその裁量により、こから受入れる取引証拠金の 額に上限を設けることができる。

(1)初回必要証拠金

乙は、FX オンライン取引における売買注文の実行に先立ち、甲が指定する方法により、当該注文における取引額に対し、甲が適宜指定する割合による初回必要証拠金を甲に預託するものとする。

(2)維持証拠金額

FX オンライン取引における乙の値洗いが評価損となった場合において、当該評価損を取引口座の残高から差引いた額(以下「証拠金有効残高」という。)は、当該時点における乙の未決済ポジションの総額の一定割合(以下「維持証拠金額」という。)を下回ってはならない。上記の維持証拠金額については、甲が適宜指定するものとする。

第15条 取引口座からの出金

(1) 甲に預託されている証拠金の額が、乙の保有する未 決済のポジションについて預託すべき維持証拠金額を超 過する場合において、乙から当該超過する額の全部また は一部の返還請求があったときは、甲はその請求があっ た日から起算して3営業日以内、外貨の場合は6営業日 以内に(日本および取引通貨国の金融機関の休日は除く) 当該請求にかかる額を乙名義の口座宛に返還する。

(2)取引口座に誤入金があった場合、乙は当該誤入金にかかる金額を出金してはならない。

第16条 自動ロスカット(強制決済)

(1) 甲は、上記第 14 条第 2 項に定める証拠金有効残高を維持証拠金額以上に保つために必要な限度で、甲の裁量により、乙の未決済ポジションの全部または一部を強制的に決済することができる。この場合、乙は甲が甲の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。

(2)前項において、当該処分の対象となる既存の FX オンライン取引が複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、甲の裁量により任意に選択することができる。

(3)第1項または第2項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損益を計算し、当該売買差損益の受払いは、乙が益勘定になった時は、甲が所定の支払い方法により乙に支払うものとし、乙が損勘定となった場合は、甲が指定する期限までに乙が支払うものとする。

(4)甲が本条第1項、第2項の規定により、乙の未決済ポジションの処分を行う場合には、甲はその処分内容を乙に通知する。

第17条 預託金等による債務の弁済

甲が乙から預託を受けた初回必要証拠金、FX オンライン取引にかかる差益金その他取引口座内の金銭は、FX オンライン取引に関して乙が甲に対して負担するすべての債務に共通の担保とする。

第18条 期限の利益の喪失

(1) 乙に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、 甲からの通知、催告等がなくても、乙は FX オンライン取引 について甲に対して負担する一切の債務につき期限の利 益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。 甲が以下の期限の利益喪失事由の発生を認知した場合、 その認知した日以降、既存の取引のロールオーバーは行 わないものとする。

(a) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。

- (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (c) 乙が有する債権について、仮差押、仮処分または差押 の通知が送達されたとき。
- (d)外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事 由が生じたとき。
- (e)所在不明となったとき。
- (f)死亡または心身の故障により FX オンライン取引の継続が困難となったとき。
- (2) 乙に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、 甲からの通知により、乙は FX オンライン取引について甲

に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、 直ちにその債務を弁済しなければならない。本項に基づき 甲が乙に期限の利益喪失を通知した場合、その通知を発 した日以降、既存の取引のロールオーバーは行わないも のとする。

- (a)FX オンライン取引にかかる支払についてその履行を遅滞したとき。
- (b) 本契約その他甲との間の約定のいずれかに違反したとき。
- (c)取引口座開設時に乙が申告した情報について重大な虚偽または誤りが判明したとき。
- (d)上記のほか甲の債権保全を必要とする事由が生じた とき。

第19条 差引計算

乙が、期限の利益喪失、本契約の終了その他の事由により本契約上の債務を直ちに履行しなければならない場合、甲は、乙の当該債務について、取引口座における甲の乙に対する預り金債務との間で、その弁済期の前後にかかわらず、対等額で相殺することができる。

第20条 一般的除外事項

甲およびその取締役、管理職員、従業員、代理人は、乙が本契約(FX オンライン取引ならびに甲が FX オンライン取引を拒絶したという事実をも含む)の下で被る一切の損失、損害、被害、費用、支出に関して責任を負わない。ただし甲またはその取締役、管理職員、従業員、代理人の重大な過失、故意の不履行、詐欺行為による場合を除く。本契約に基づく甲の損害賠償義務の範囲は、甲の故意または過失から乙が被った直接的損害に限られるものとし、いかなる場合も派生的損害や特別な事情に基づく損失に関する責任を負わない。

第21条 通知および交付書面

本契約上要求される甲から乙への通知ならびに以下の各通知は、電子メールによる送信、甲のウェブサイト上での掲示その他法令で定める電子的方法によって行うことができる。

- (1) 乙のFXオンライン取引に関わる初回必要証拠金額の変化その他乙の FX オンライン取引に関する重要事項の変更。
- (2)取引口座の現在状況、売買報告書、売買計算書等。

第22条 通知の効力

Zの届出電子メールアドレスもしくは自宅ないし職場住所 に宛てた FX オンライン取引に関する甲の通知が、電子メールアドレス変更、転居、失踪その他乙の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合において は、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものと見なす。

第23条 届出事項の変更

氏名、印鑑、社印または電子メールアドレス、住所もしくは 所在地その他の届出事項に変更があったときは、乙は別 途甲が指定する手続きおよび方法により、甲に対し直ちに その旨を届出るものとする。

第24条 免責事項

以下に掲げる事由に基づく損害については、甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1)甲の責任によらない事由(政府の規制等による、外国 為替市場の規制や取引の停止、その他天災地変、戦争、 ストライキ、または、通信機器および通信施設の故障や機 能停止を含むがそれに限定されない)に基づいて乙が直 接または間接的に被る損失
- (2)所定の書類に使用された印鑑または署名が乙の届け出た印鑑または署名と相違ないものと甲が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害
- (3)甲、乙または外国為替市場関係者その他の第三者が使用するコンピューターのハードウェアおよびソフトウェアの故障、誤作動その他の不具合により生じた損害
- (4) 乙の入力ミスによって生じた損害、または乙が無線通信の方法を用いた取引を行う場合において、電波障害、無線通信の切断等の事由により注文等が甲に適切に受理されなかったことにより生じた損害

第25条 債権譲渡等の禁止

乙が甲に対して有する FX オンライン取引に係る債権は、 これを他に譲渡または質入れしないものとする。

第26条 料金

乙は、本契約ならびに事前に乙に通知されるところのその他の定めに基づく料金、手数料、利用料およびそれらにかかる全ての税(甲自身の利益・利得に関して甲に支払い義務がある税を除く)、納付金(印紙税を含む)、送金手数料、賦課金等 FX オンライン取引に関わる諸費用、また乙の投資の保有に関連して正規の名義人もしくは所持人が徴収する全ての料金、手数料、利用料(これらを総称して「料金」という)を請求があれば直ちに支払う。通常これら料金は甲が指示に従った行為もしくは関連する権利の行使あるいは関連する支払いの実行を行った後任意の時に甲により乙の取引口座より全額引き落とし(乙への通知の有無を問わない)されることにより支払われる。上記は第 17 条および第 19 条に基づく甲の権利を損なわない。

第27条 未払い債務の取り立て

Zの取引口座の残高が、FX オンライン取引にかかる甲に対する支払債務の額に不足する場合、乙は翌金融機関営業日の午後3時までに甲に対し当該不足額を現金で弁済する。もし乙が甲の算出する金額を翌金融機関営業日の午後3時までに支払わない時は、甲は支払い遅延による損害を回復するため、当該未払金につき最大14%の利率で遅延損害金を徴収することができる。利息は日割りで計算され、乙の他の債務とは別個に支払い義務を生じるものとする。

第28条 報告書の作成および提出

(1) 乙は、甲が日本国の法令に基づき要求される場合に

は乙にかかる FX オンライン取引の内容を日本国の政府 機関宛てに報告することに同意する。この場合、乙は甲の 指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力 するものとする。

(2)前項の規定に基づく報告書その他の書類作成および 提出に関して発生した一切の損害については、甲は免除 されるものとする。

第29条 強制処分および解約

(1)強制処分

第 18 条第 1 項および第 2 項に定める事由が生じた場合、 乙が甲に対する義務を果たしていない(あるいは将来的に 果たすことが出来ないまたは果たす意思がない)と合理的 に認められる場合、および乙が不当または不公正な方法 で取引を行ったと認められる場合、甲は乙に事前に通知 することなく以下の処分を行うことができる。

- (a) 乙の全てのFXオンライン取引を停止し、本契約を解除すること。この場合、乙の既存のポジションは全てその時点で強制的に決済される。
- (b)不当、不公正と認められる FX オンライン取引のみを無効とすること。
- (c) その他乙の行為によって甲が被る損害を回復、軽減または回避するために必要な一切の行為(不作為を含む)。

(2)通知による解約

法令法規に別段の定めのない限り、当事者のいずれか一方は他方に解約の意思を書面で通知することにより本契約(甲と乙の契約関係をも含む)を終了できる。また、乙が暴力団等反社会的勢力であると判明したことにより、あるいは、乙が甲との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由により、甲が乙に解約の意思を書面で通知した場合、本契約(甲と乙の契約関係をも含む)は終了する。本契約の終了に際し、乙の甲に対する債務(以下を含むがこれに限定されない)は直ちに支払い期限が到来し、支払い義務を生じる。

- (a)未払いとなっている料金、手数料、利用料の全て。
- (b) 本契約の終了に伴って発生する全ての取扱手数料。
- (c)甲が乙の代理人として行う取引の清算、終結、既存義務の完遂に伴い被る損害および費用。

(3)既存の権利義務

前項の通知解約時において本契約に定められた FX オンライン取引に関連する権利義務が残存する場合、解約によってそれらは影響を受けず、全ての義務が完全に履行されるまで引き続き本契約ならびに当該 FX オンライン取引に関して両当事者の間に特に同意された条件の適用を受ける。

第30条 契約の変更

甲が本契約書の条項を変更するときは、乙に対し諾否の 回答期限を定めて変更の申し入れを行うものとする。乙が 所定の期間中に異議の申し出をしなかったとき、当該申し入れ後に乙が新規の FX オンライン取引を実行したときは、その変更に同意したものとみなす。

第31条 紛争解決と準拠法

甲と乙の間で FX オンライン取引に関連して、あるいは乙の取引サービス利用に関連して争いのあるときは、両当事者は誠意をもってその解決に向けて努力するものとする。万一訴訟が避けられないときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とし、本契約ならびに規則(添付 A)は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。

第32条 契約条件および執行

乙は、本契約を熟読の上これに合意することを表明し、乙が FX オンライン取引を行うにあたっては本契約に服することが条件であることを認める。甲はそれを受諾する。乙は乙の判断と責任において本契約に服するものであることを確認する。

第33条 電話の録音

FX オンライン取引の重要事項およびその他 FX オンライン 取引に関連する重要な諸情報が迅速かつ正確に録音されるよう確保するため、甲は警告音を用いず電話の内容 を録音できるものとする。当該録音は甲の独占的所有物 となり、こはそれが注文ならびに指示の証拠となることを 認める。

第34条 補償

乙は甲に、甲が乙の口座の借方勘定の充足のため、また、 乙の口座または FX オンライン取引ならびにいずれかの取 引所におけるもしくは仲介業者相手のマッチ取引のいず れかに関してあるいは乙による何らかの不正な事実の表 明もしくは乙の本契約(FX オンライン取引をふくむ)の義 務違反あるいは甲の権利の訴求の結果として甲が被るあ らゆる損失、債務、費用、支出(法律費用を含む)、税、賦 課金、課徴金等を完全に補償するため、甲が随時請求す るところの金額を甲に支払う。

第35条 連帯責任

乙がパートナーシップであるなど複数の人で構成されている場合、乙の本契約に基づく責任は連帯責任であり、分離可能である。上記の場合の構成員の一もしくは複数につき死亡、破産、清算、解散等の事由が生じた場合、それ以外の構成員の本契約に基づく義務は完全な効力を継続する。(この規定は上記の規定ならびに当該構成員の相続人に対する甲の権利に影響を与えない。)

第36条 アドバイスの非提供

(1)アドバイスの非提供

甲は執行のみを業務とし、特定の F X オンライン取引のメリット、税効果、何らかの口座の構成比などに関するアドバイスを提供しない。さらに、甲はチャートやニュースおよび市場観測などの形で取引情報を提供するものであるが、それらは乙が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目

的とするものであって、そのようなニュースや観測の正確性もしくは不正確性の故に一切責任を問われることはない。

(2)乙自身の判断および妥当性

甲に FX オンライン取引の利用を申し出るにあたり、乙は 専ら自らの責任において、独自に FX オンライン取引のリ スクを評価審査するものであることを表明する。乙は FX オ ンライン取引の利点とリスクを自ら評価するのに十分な知 識と経験を有するものであることを表明する。甲は乙に本 契約に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、 乙との関係においてなんら受託者としての義務を負うもの ではない。

第37条 個人情報の取扱

本契約および FX オンライン取引に関連して授受される個人情報については、甲が作成し公表する個人情報保護方針に従って取扱われるものとする。

(添付 A)

FX オンライン・インターネット取引規則

乙はここに、甲の取引サービス(以下「取引サービス」とする)の一環としての甲のインターネット取引(以下「FX オンライン取引」とする)を利用するにあたり、その基本的契約条件は外国為替オンライン取引契約(以下「本契約」とする)により定められるものであること、さらに、実際の取引に関しては、乙は自発的にFXオンライン・インターネット取引規則(以下「規則」とする)に従うことに合意し、義務を負うことを承諾するものであることに合意する。

第1条 取引の実行

乙は、下記の諸条件を満たし、かつ本契約に記載された 制限に服する限りにおいてのみ、取引サービスを利用で きる。

- (1) 乙は本契約ならびに規則を熟読し、甲が指定する約諾書に必要事項を記載したうえで申し込み、甲が審査承諾した場合。
- (2) 乙の利用のためのユーザ名ならびにパスワードが甲によって承認された場合。

第2条 ユーザ名およびパスワードの管理

本契約に基づいて発行されるユーザ名、パスワードは、乙の責任において管理し、常に乙のみが使用するものとし、第三者に開示、貸与もしくは譲渡しないものとする。乙のユーザ名およびパスワードを第三者が使用して FX オンライン取引を行った場合、その結果生じた一切の責任は乙に帰属する。

第3条 甲の取引サービスの範囲

甲が乙に提供するサービスの範囲は本契約または甲の 定めるところのものとする。本契約、規則ならびにサービ ス内容は、乙に事前通知なく追加、削除または変更される 場合がある。

第4条 使用機器および回線

甲は取引サービスをインターネットを通じてオンラインで乙に提供する。従って、乙は、甲の取引サービスを利用する場合に、端末機器やモデムとの接続回線、取引サービス利用に適したソフトウェアプログラム並びにインターネット接続会社(プロバイダー)との契約を乙の責任において準備する。

第5条 利用時間

乙は、乙が取引サービスを利用できる時間を甲が定めることに同意する。さらに、甲が当該時間を事前の通知なく変更できることに同意する。

第6条 FX オンライン取引の種類

乙が取引サービスを利用して行える取引もしくは注文の種類は以下に掲げるものに限る。スポット外国為替証拠金取引

第7条 取引の数量

甲は乙が取引サービスを利用して行える取引の数量を定める。甲はいつでも乙が甲を通じて持つ未決済ポジションの数量を限定するよう求めることが出来る。

甲は専ら甲の判断においてそのようなポジション限度の確保のため、その限度以上の FX オンライン取引を解消することが出来るものとする。

第8条 FX オンライン取引注文の受付

甲は本契約ならびに規則の定めに従って正しく提出された売買注文のみを受け付ける。こは当該売買注文の申請にあたり必要事項を全て正確に入力する義務を負う。

第9条 注文の有効期限

取引サービスを利用して行う成行注文以外の注文の有効 期限は以下の通り。

(1)DAY 注文: 乙が注文を提出してから、同日の米国ニューヨーク時間午後5時(日本時間午前7時、米国東部夏時間実施期間は日本時間午前6時)。

(2) GTC (Good Till Cancel) 注文: 乙が注文を提出してから、乙が注文を取り消すまで。

第10条 注文の取消・変更

乙が取引サービスを利用して提出した売買注文は、未約 定注文に限り、取引サービスを利用して取消を行うことが 出来る。

第11条 注文の執行

- (1) 乙が取引サービスを利用して売買注文を提出した場合、当該注文は取引サービスシステムを通じて電子的に確認された場合あるいは資格を有する従業員により電話で確認された場合に初めて執行されたものと見なされる。
- (2)乙の手違いにより約定した売買注文について、甲は一切責任を負わない。
- (3) 乙は、甲は最善の執行の義務を負わないことに合意する。

第12条 注文の不成立

乙が行った注文に対して、売買の対象となる通貨の流動性が著しく低い場合その他為替市場の状況により、甲がカバー取引を行うことが不可能または著しく困難である場合には、注文が執行されないことがある。

甲は当該取引の不成立により生じる損害について責任を 負わない。

第13条 売買注文成立の確認

乙は、乙が行った売買注文の成立および未約定の注文を、 取引サービスの画面を利用して確認する。

第14条 取引サービス注文とFXオンライン取引

- (1) 乙は FX オンライン取引を執行し、証拠金有効残高の 充足状況ならびに本契約および規則の定めるその他の必 要条件に従い取引口座を管理する。
- (2) 乙が取引サービスを利用して通貨の売買をする場合、 そのような FX オンライン取引は乙が指定金融機関に送金 し甲がそれを確認した時初めて可能となる。
- (3)甲は FX オンライン取引の執行にあたり原則的に乙の指示に従うものとする。ただし、金融機関の期限ないしその他同様の理由により甲が乙の依頼に従えない場合はそのかぎりではない。

第15条 連絡方法

甲乙間に特に合意がない限り、取引に関する指示および 連絡はオンライン取引システムを経由する方法に限られ るものとする。

第 16 条 FX オンライン取引依頼および電話等による問い 合わせ

乙は、正常にオンライン取引が利用できる場合には、電話等の手段による外国為替市場の価格照会ならびに乙の取引口座等に関する各種問い合わせについては、緊急不可欠と判断されるような場合を除き、原則として甲は受付けないことに同意する。

第17条 問い合わせ時間

取引サービスの詳細に関する問い合わせは月曜日から金曜日の午前7時から午後11時(日本の祝祭日は午後8時まで)の間あるいは甲のウェブサイトに公表する時間内に行うことが出来る。

第 18 条 システム障害

システム障害が発生した場合、甲は甲のウェブサイト(システムレポートページ)上でこれを告知する。甲が特に乙に連絡する必要を認めた場合には、当該連絡はあらかじめ甲に届け出た連絡先に伝達するものとする。

第19条 免責事項

以下のいずれかに該当する事項によって乙が損害を被った場合でも、甲は一切責任を負わない。

(1) 乙のストップロス注文にしたがってポジションを処分したことによる損失

- (2) 乙のコンピューター端末、通信回線その他の機器の故障により生じた支障による損失
- (3)甲の責に帰することの出来ない回線の不調により甲との交信に障害が生じたことによる損失
- (4) 乙の本規則第2条違反による損失

第20条 取引サービス利用の制限および解除

甲は以下のいずれかが該当する場合に乙の取引サービスの利用を制限または解除できるものとする。

- (1) 乙の預託金残高がなくなったとき
- (2) 乙が甲での取引口座を解約したとき
- (3) 乙が本契約もしくは規則の定めに違反し、あるいは甲が乙は FX オンライン取引不適格者であると判断したとき
- (4)甲が取引サービスを廃止したとき

第21条 取引サービス利用の禁止

甲は乙が取引サービスを利用することが不適当だと判断 した場合にはその利用を禁止できる。

第22条 サービス内容の変更

通常、甲は取引サービスに関して、証拠金額、通貨単位、利用できる取引方法、利用時間などのサービス内容やその範囲の追加、削除、および変更をウェブサイトに公表する。ただし、特定の場合上記に加えて電子メールにて顧客に通知することがある。

第23条 本契約ならびに規則の改訂と承認

- (1)本契約ならびに規則は法令の変更、監督官庁の指示 もしくはその他必要が生じたときに随時変更される場合が ある。
- (2)本契約ならびに規則が改訂された場合、甲は電子メールを通じて遅滞なく当該変更を告知するものとする。
- (3)告知後に乙が行う FX オンライン取引は乙による当該変更もしくは規定改訂の承認と見なす。
- (4)甲は本契約ならびに規則の最新版の全文を常に掲示する。

第24条 ストップロス

- (1) 乙のポジションが甲の定めるところのストップロスのルールに該当すると見なされる場合、甲は乙に事前の通知を行うことなく、乙に代わり反対売買することが出来る。
- (2)前項による反対売買の結果、設定した値幅以上の損害が発生した場合においても、甲はその責を負わない。
- (3)ストップロスのルールは甲の判断によって変更できる。

第25条 取引残高報告書等書類の送付

- (1)甲は乙の取引画面の中で乙の取引内容等の報告を行う。ただし甲は乙からの要請があれば売買報告書、残高照合書を電子メールにより送付するものとする。
- (2) 乙は報告の記載内容等に不審な点がある場合に速やかに甲に連絡する。

第26条 取得情報の個人利用

乙は甲のシステムを利用して得た数値、ニュース等の情

報を、乙の取引目的にのみ利用することとし、第三者への 情報提供、営業目的の利用、情報の再配信等を行っては ならない。 乙は、システムの乙の個人利用以外を目的とし た利用を行ってはならない。

平成 23 年 2 月 19 日改訂 平成 22 年 12 月 4 日改訂 平成 22 年 7 月 16 日改訂 平成 22 年 5 月 1 日改訂 平成 22 年 4 月 9 日改訂 平成 21 年 6 月 29 日改訂 平成 20 年 10 月 1 日改訂 平成 20 年 8 月 1 日改訂 平成 20 年 3 月 26 日改訂 平成 19 年 9 月 30 日改訂 平成 19 年 9 月 12 日改訂

個人情報の取扱に関する同意事項

申込人は、IG マーケッツ証券株式会社(以下「当社」という)との間の外国為替証拠金取引に際して、当社に提出及 び通知する申込人の個人情報の取扱に関して、下記の各 条項に同意するものとします。

記

第1条(個人情報の収集・利用)

申込人は、当社との間の外国為替証拠金取引にかかる契約(以下「本契約」という)、口座の開設その他本契約に付随する諸手続き、本契約の条件及び継続に関する判断のために必要な以下の情報(以下「個人情報」という)を当社が収集し、第2条の目的に従って利用することに同意します

- (1)当社所定の申込書に記載される氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成等の情報(その後の変更情報を含む)
- (2) 本契約締結の事実及び契約内容に関する情報
- (3)本契約の履行状況
- (4)年収、負債額、口座残高、担保状況その他の支払能力に関する情報
- (5)上記のほか、本契約の締結及び履行に際し当社が必要と認めて申込人から収集する情報

第2条(個人情報の利用目的)

申込人は、第1条に基づいて収集された個人情報が以下 の目的のために使用されることに同意します。

- (1)当社が行う外国為替証拠金取引、情報提供サービス 及びこれに付随する業務(まとめて「外国為替業務」とい う。)、またはその勧誘を行うため
- (2) 当社が行うお客様への外国為替業務提供に関する勧誘行為の妥当性・適切性を判断するため
- (3)申込人の本人確認(法人顧客担当者の確認または代理人確認を含む)を行うため
- (4) 当社の内部管理業務(法令遵守管理、財務、経理、税 務等の業務)を行うため
- (5)当社がお客様に対して提供した外国為替業務に関する取引内容や口座残高の報告を行うため
- (6) 当社が、顧客開拓を含む営業またはマーケティング活動を行うため
- (7)市場調査・データ分析・アンケートを利用して、当社が 提供する外国為替業務の調査・開発を行うため
- (8) その他、当社との取引を適切かつ円滑に履行するための一切の目的

第3条(個人情報の開示)

当社は、同意なく第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、申込人は、当社が個人情報を第2条の目的の範囲内で当社の関連会社、提携会社に委託及び監査を目的とする監査法人への個人情報の開示を行う場合があります。また、法令、裁判所または行政機関、金融商品取引法等に基づいて自主規制機関等から開示を要求さ

れた場合にも当社が個人情報を開示することに同意します。

第4条(個人情報保護方針)

申込人は、上記に定める場合のほか、第1条に基づいて 収集された個人情報が当社の「個人情報保護方針」に従って取扱われることに同意します。また申込人は、上記 「個人情報保護方針」が当社ウェブサイト

(http://www.igmarkets.co.jp/legal/privacy.html)上で常時 閲覧可能であること、「個人情報保護方針」が必要に応じ て改訂される場合があることを確認します。

第5条(規約等の変更)

本同意書の内容及び「個人情報保護方針」の内容に重大な変更があった場合、当社はその内容を申込人に通知するものとします。申込人は、当該通知を受け取った日から60日以内に当社に対して異議を述べない限り、当該変更について同意したものと看做されます。

第6条(個人情報の提供について)

個人情報の提供は必須ではありません。ただし、ご提供いただけない場合は、口座開設に応じられない場合があります。

第7条(クッキー(Cookies)の使用)

申込人は、当社が本ウェブサイトの利用を向上させるために、情報を収集するための「クッキー(Cookies)」または同様の電子的ツールを使用することに同意します。申込人が希望される場合、申込人のブラウザを、クッキーを無効にするように、常に設定にしておくことができます。ただし、申込人がクッキーを無効にした場合、本ウェブサイトの一部が正常に機能しない可能性があります。

第8条(連絡先)

本同意書及び個人情報の取扱または個人情報保護方針に関する問い合せ、ご提供いただいた個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去及び第三者提供の停止をご希望される場合や、苦情、商品案内や情報の発信・発送停止等の受付は、以下の窓口で行うものとします。

IG マーケッツ証券株式会社 お問い合わせ窓口 カスタマーサービス部 電話番号 0120-25-7734 e-mail info@igmarkets..co.jp

制定:平成 18 年 11 月 1 日 改訂:平成 20 年 8 月 1 日 改訂:平成 22 年 4 月 9 日 改訂:平成 22 年 5 月 1 日 改訂:平成 23 年 2 月 19 日

以上

www. igmarkets.co.jp

IG マーケッツ証券株式会社 〒105-7110 東京都港区東 新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10階